

田辺市における

人権尊重条例（仮称）

パブリックコメント（素案）

「田辺市における人権尊重条例（仮称）」素案について ご意見をお聞かせください

■市民意見募集の趣旨

田辺市では、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしなが、長年にわたり様々な施策に取り組んできた結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを増してきています。

しかし、国内の人権をめぐる状況をみると、女性や子ども、高齢者、障害のある人、性的少数者等に対する不当な差別、同和問題（部落差別）など、依然として解決すべき課題が存在し、多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

近年では、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、新たな課題が生じています。

このような状況を踏まえ、国は、平成28年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律を相次いで施行しました。

田辺市では、市の責務として、地域の実情に応じた差別解消のための更なる取組を行うとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成31年3月に田辺市人権施策基本方針（改定版）（以下「基本方針」という。）を策定し、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくりをめざして、総合的かつ効果的に人権施策を推進しています。

こうした中で、基本方針の策定に当たり、様々なご意見やご提案をいただきました^(※1)田辺市人権教育啓発推進懇話会より、「市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた、田辺市にふさわしい基本方針が出来上がり、人権に対する市民の機運の高まりを感じる中で、今こそ人権尊重条例を制定しては」との提案がありました。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、国内においても、全ての人の人権が守られる、住みよいまちの実現を図るため、人権尊重条例を制定する地方公共団体も増えています。

田辺市においても、市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた条例を検討するため、田辺市人権教育啓発推進懇話会及び^(※2)田辺市人権施策推進本部において協議を重ね、人権尊重条例の素案を作成しました。

つきましては、田辺市意見公募手続き（パブリックコメント）に基づき、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

（※1）田辺市人権教育啓発推進懇話会

田辺市における人権教育及び人権啓発の推進を図るための組織で、人権問題に関し識見を有する者で構成されています。

（※2）田辺市人権施策推進本部

田辺市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するための組織で、市長を本部長とし、副本部長及び委員をもって構成されています。

「田辺市における人権尊重条例（仮称）」素案

前文

（主な内容）

○田辺市におけるこれまでの人権施策の取組

・田辺市には、古くから全ての人をあたたく受け入れてきた人権文化の素地があり、私たちの先人は、様々な困難な状況においても、人を育て、まちをつくとともに、戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、同和問題の早期解決を中心とした人権施策に取り組み、大きな成果を収めてきました。

また、平成 17 年に制定された田辺市民憲章において、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」とし、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちをつくることを定めました。

○国内の人権をめぐる動向及び新たな人権課題の顕在化

・国内の人権をめぐる状況をみると、今なお、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、同和問題（部落差別）など様々な人権問題が依然として存在しており、多くの人を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

近年では、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、新たな課題が生じています。

○人権に関する法律の制定状況

・国は、平成 28 年度に、障害を理由とする差別の解消や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消及び部落差別の解消に向け、相次いで法律を施行しています。

○条例の制定

・田辺市では、市の責務として、地域の実情に応じた差別解消のための更なる取組を行うとともに、市民一人ひとりが、人権問題を自分自身の問題として捉え、様々な人権問題について正しく理解し、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意思をもち、態度や行動で表していく必要があります。

・全ての市民の人権が尊重され、誰もが住みよいまちにするとの決意の下、人権尊重条例を制定します。

目的

- 人権尊重のまちづくりに関し、市の責務や市民及び事業者の役割を明らかにします。
- 全ての人は、かけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項を定め、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現を図ることを目的とします。

市の責務

- 市は、行政の全ての分野において、人権に関する施策を総合的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとします。
- 市は、インターネット等による差別表現、差別発言、その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係団体との連携を図り、問題の解決に必要な措置を講じます。

市民の役割

- 市民は、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場や機会において、お互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めるものとします。
- 市民は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割

- 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとします。
- 事業者は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとします。

人権に関する施策の推進

- 市長は、田辺市人権施策基本方針改定版（以下「基本方針」という。）に基づき、様々な人権問題の解決を図るため、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市長は、基本方針に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実を図るものとします。

人権教育及び啓発

- 市長は、基本方針に基づき、様々な人権問題について正しい理解を深め、これを体得することができるよう、必要な人権教育及び啓発を行うものとします。

相談・支援体制の充実

○市長は、基本方針に基づき、国、県及び関係団体との連携を図り、様々な人権問題に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図るものとしします。

委任

○この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

○この条例は、令和3年4月1日から施行します。